

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成31年1月15日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、Aに所在するB会社に雇用され、派遣労働者として業務に従事していた。

2 請求人は、平成28年11月8日、派遣先から帰宅途中に転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月14日、C医療機関を受診し、「両膝打撲、両変形性膝関節症」と診断され、同年12月21日、D医療機関に転医し、「変形性膝関節症」と診断され（以下「両膝打撲、両変形性膝関節症」等を併せ「原傷病」という。）、同月26日以降、E医療機関において療養を継続した結果、平成29年3月31日付けをもって治癒（症状固定）と認定された。

請求人は、治癒（症状固定）後に両膝に痛みが出て、両膝が腫れたとして、平成30年9月14日、D医療機関を再受診し、「両側変形性膝関節症」と診断され（以下「本件傷病」という。）、同年9月25日以降、E医療機関において療養を継続した。

3 本件は、請求人が、本件傷病は原傷病が再発したものであるとして、療養給付及び平成30年9月14日から同年11月8日までの間の休業給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月9日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が、原傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は原傷病が再発したものである旨主張していることから、再発の要件（決定書別紙1（略））に基づき、以下検討する。

(2) F医師は、平成29年3月30日付け意見書において、要旨、「両膝打撲、両変形性膝関節症と診断した。右優位の両膝痛、膨張、熱感、膝蓋跳動は軽度、右内側関節裂隙の圧痛あり。X P上は内側関節裂隙狭小、骨棘形成軽度、明らかな骨傷なし。受傷後1か月経過し、打撲を伴う疼痛よりも、加齢性変化による疼痛であることから、平成28年12月15日に治癒（症状固定）と判断した。両膝痛はわずかに改善あるも残存した。」と述べ、G医師は、平成29年3月21日監督署受付意見書において、要旨、「当院へリハビリ目的で受診。骨挫傷等ないため、変形性膝関節症と診断した。」と述べている。

(3) H医師は、平成30年11月2日付け意見書において、要旨、「両側変形性膝関節症（根拠：関節裂隙狭小化、骨棘形成）。再発時の所見は、関節水腫はなく、左膝屈曲制限軽度あり、再発前の傷病との医学的な関係は、もともとの変形性膝関節症が再発したものである。」と述べている。

(4) I医師は、上記F医師、G医師及びH医師の意見を踏まえ、平成30年12月27日付け意見書において、要旨、「両側変形性膝関節症については、本件災害により生じた傷病とは認められない。療養経過から判断すると、平成29年3月末時点で当該傷病の急性期症状は消退したものと考えられ、平成30年

9月14日以降の療養は変形性膝関節症による療養と認められることから、本件災害により生じた傷病の再発と認めることは困難である。」と述べており、請求人の症状経過を踏まえた妥当な所見であり、是認することができる。

(5) 以上に照らすと、本件災害により生じた原傷病のうち両膝打撲による痛み等の症状については、受傷後1か月経過した時点で消退したものと認められる。

また、原傷病のうち両変形性膝関節症による痛み等の症状については、請求人には長年にわたる経年変化により形成された関節裂隙狭小化や骨棘が存在していたことから、本件災害以前からの請求人の基礎疾病である変形性膝関節症によるものであって、本件事故を契機に、痛み等の症状が一時的に発現したものと考えられ、この急性期症状は平成29年3月31日時点で消退し、治癒（症状固定）したものと認められる。

さらに、請求人は、治癒（症状固定）後に両膝に痛みが出て、両膝が腫れたとして、平成30年9月14日以降に療養していたと認められるが、これらの症状は請求人の本件災害以前からの基礎疾患である変形性膝関節症によるものであって、原傷病の再発とは認められない。

(6) 以上のとおりであるから、決定書理由に説示のとおり、本件傷病と原傷病との間に医学的にみて相当因果関係が認められないことから、他の再発の要件を検討するまでもなく、請求人に発症した本件傷病は原傷病の再発とは認められない。

(7) なお、請求人のその余の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月19日